

医療的ケア児等への支援 について

令和8年(2026年)3月13日

熊本県障がい者支援課
発達障がい・療育班

1. 医療的ケア児とは

2. 医療的ケア児支援関係事業（県障がい者支援課）

- ① 医療的ケア児地域支援体制強化事業
- ② 医療型短期入所事業所等設置支援事業
- ③ 熊本県生命の応援事業

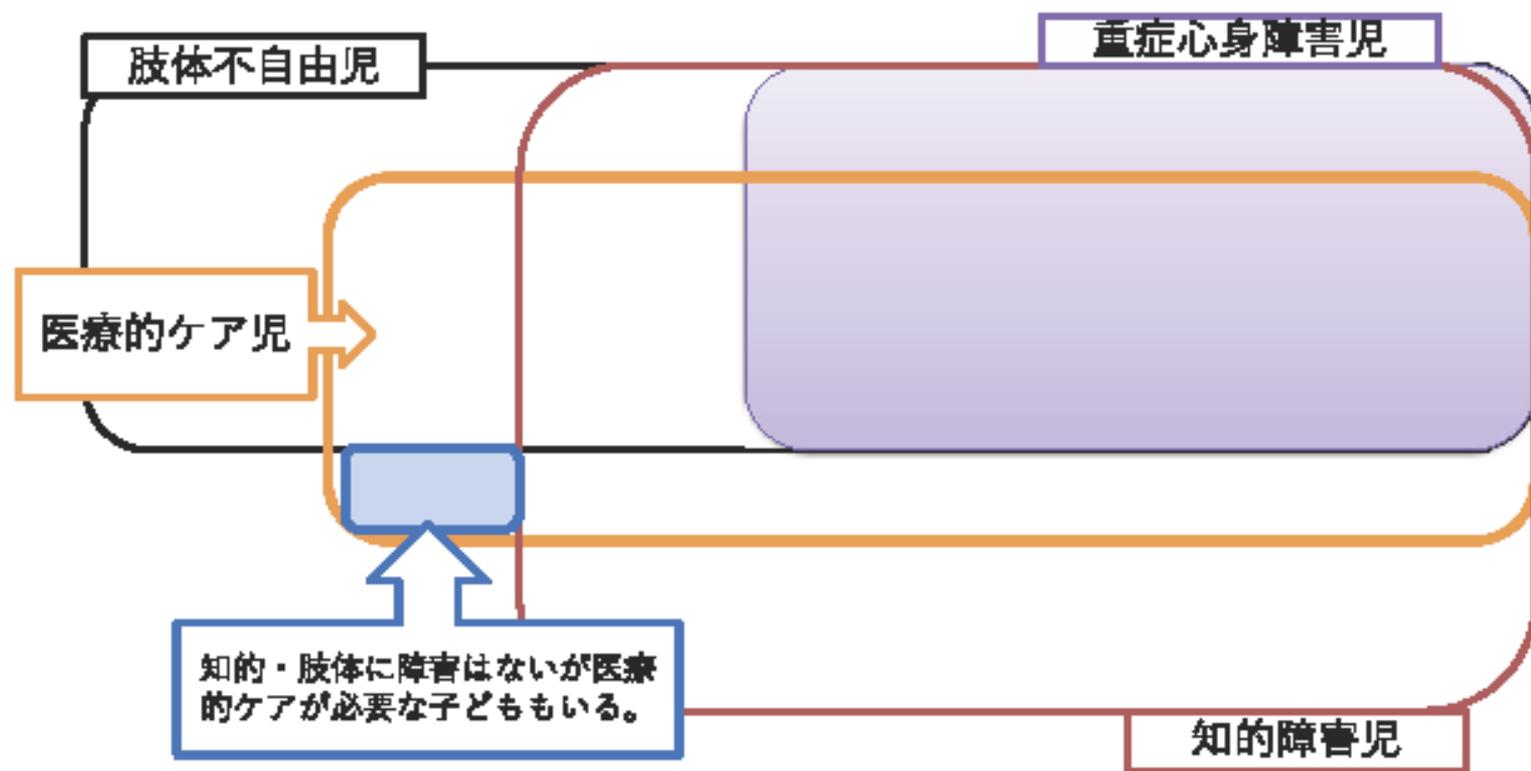
3. 地域における取組みについて

- ① 協議の場の設置
- ② 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ③ 支援体制の構築

4. 参考

1. 医療的ケア児とは

- 人工呼吸器や胃ろう等の使用が日常的に必要な児
- 一人ひとり、状態や必要なケアが異なる
- 全国で約2万人（熊本県内では352人（R6調査より））
- 重症心身障害児から動ける医ケア児まで



【医療的ケア】

人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養(経鼻、胃瘻、腸瘻)、酸素療法、導尿、MHなど

◎ 医療的ケア児に関する実態調査（R6）より

熊本県内の各圏域別の医療的ケア児の人数

令和6年度（2024年度）調査

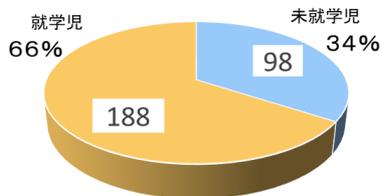
（熊本県が市町村等を通じて調査。基準日：R6.5.1）

352人

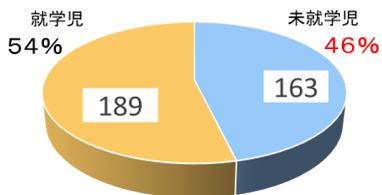
（内、未就学児**163人**）

就学児・未就学児の割合の比較

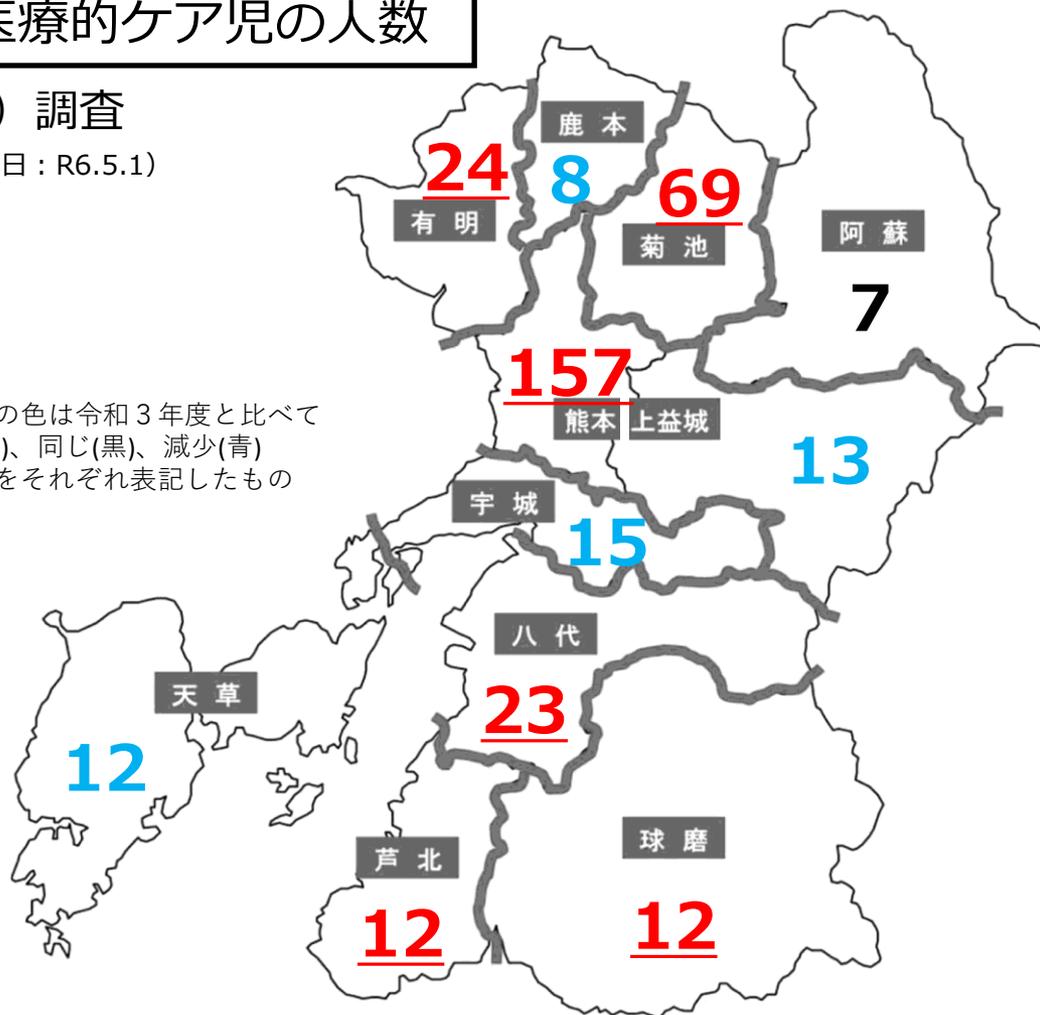
就学児・未就学児の割合（令和3年度）



就学児・未就学児の割合（令和6年度）



※人数の色は令和3年度と比べて増加(赤)、同じ(黒)、減少(青)の傾向をそれぞれ表記したもの



* 就学児は、文部科学省が県や市町村の教育委員会を通じた調査によるもので、学校において看護職員等が医療的ケアを行っている医療的ケア児
 * 未就学児は、市町村が把握している医療的ケア児

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

**保育所の設置者、
学校の設置者等の責務**

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

熊本県医療的ケア児支援センター (イメージ図)

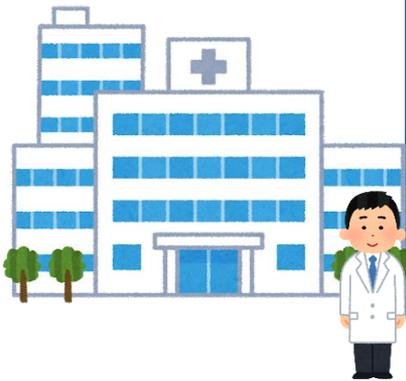
熊本県医療的ケア児支援センター

熊本大学病院小児在宅医療支援センター

- ①相談窓口
- ②医師・看護師等に向けた実技指導・研修
- ③地域の小児医療機関・学校等への個別支援 等

統括コーディネーター配置

- ④地域の支援体制整備等の助言・支援
- ⑤地域支援にかかる情報収集・情報提供



市町村
(コーディネーター)

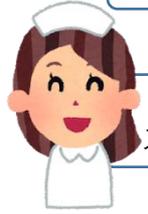


地域の医療機関

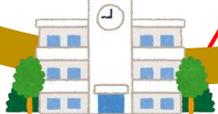
地域の支援体制



相談支援事業所

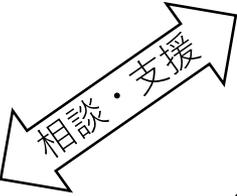


訪問看護
ステーション



学校

保育所
幼稚園



地域での支援

医療的ケア児
(自宅)

※18歳以上も対象

地域の課題解決

- ▶センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

2. 医療的ケア児支援関係事業

① 医療的ケア児地域支援体制強化事業

(1) 統括コーディネーターの配置

ア 目的

熊本県医療的ケア児支援センターに統括コーディネーターを配置し、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及びこれに従事する者に対する研修、助言・連絡調整、情報提供等を行うことにより、医療的ケア児及びその家族等が身近な場所において必要な支援を受けられることができる体制を構築する。

イ 業務内容

(ア) 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修

(イ) 市町村・関係機関等支援

市町村及び関係機関等に対し、**困難事例への相談対応**や地域の連絡会議への参加等により、**地域の医療的ケア児支援体制の構築に必要な助言・連絡調整**等を行う。

(ウ) 情報提供

地域の医療的ケア児の状況やニーズ等を把握し、関係機関等への情報提供を行う。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

ア 目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

イ 研修対象

市町村保健師、訪問看護師、相談支援専門員等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う者。

ウ 令和7年度実績

○養成研修修了者：39人

⇒ 県ホームページにこれまでの研修修了者名簿を掲載しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/2010.html>

○コーディネーター・フォローアップ研修受講者：22人

(3) 医療的ケア児等支援者養成研修

ア 目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるために、支援が適切に行える人材を養成し、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

イ 研修対象

地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している者、および今後支援を予定している者。

ウ 令和7年度実績 研修受講者：147人（熊本市・熊本県）

医療的ケア児等コーディネーター養成研修

コーディネーター・フォローアップ研修

2025年度 熊本県・熊本市 医療的ケア児等 コーディネーター 養成研修



【対象】

熊本県内で医療的ケア児等コーディネーターとして実際に業務を担う意思・予定のある方。相談支援専門員や、市町村保健師、訪問看護師など。

【動画講習（オンデマンド動画にて各自受講）】

9月8日（月）～10月10日（金）動画配信（視聴期限）※予定		
1.総論1	60分	①医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修について ②医療的ケア児等コーディネーターに求められる役割 ③医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律 ④医療的ケアの必要性が高いことへの支援 ⑤地域の資源開拓・創出方法（資源把握、市町村・都道府県との連携）
2.総論2	60分	①地域におけるこどもの発達と支援 ②医療的ケア児等の支援の特徴 ③支援に必要な概念
3.医療1	60分	①障がいのあるこどもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④救急時の対応 ⑤日常生活における支援（感染対策、摂食嚥下、口腔ケア）
4.医療2	90分	①訪問看護の仕組みと実際の活動
5.保健、教育、労働	60分	①母子保健 ②保育・教育・放課後児童クラブ ③移行期における支援/労働の連携
6.福祉	120分	①支援の基本的枠組み ②福祉 ③家族支援（きょうだい児支援・就労支援） ④虐待防止対策
7.保育	60分	①遊び・保育
8.連携、地域支援体制整備1	60分	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チーム育てる ②支援体制整備事例 ③医療・保健・福祉・教育・労働の連携・協働の必要性（小児在宅医療における多職種連携）
9.連携、地域支援体制整備2	60分	①災害対策支援
10.ライフステージにおける支援	120分	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤移行期における支援 ⑥成人期における支援
11.本人・家族の思いの理解1	60分	①本人・家族の思いの理解
12.本人・家族の思いの理解2	60分	①意思決定支援 ②ニーズアセスメント ③ニーズ把握事例

【参加費】

無料

【定員】

70名

※人数を超えた場合は調整いたしますので、ご了承ください

【お申込方法】

下記QRコード、下記HPにてお申込みください

【お申込期間】

定員に達した場合締め切りさせていただきますので、お早めにお申し込みください

2025年
8月1日（金）
～
8月25日（月）



<https://kumamoto-children.net/>

【お問合せ】

info@kumamoto-children.net
メールにてお問い合わせください

【集合演習 会場：くまもと森都心プラザホール】

10月23日（木）～10月24日（金）9:00～18:00（昼休1時間を含む）	
1日目	演習1
2日目	演習2

主催

熊本県：熊本県医療的ケア児支援センター
熊本市：熊本小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会

熊本県医療的ケア児等 コーディネーター

フォローアップ 研修

2025年 12月17日（水）

10:00～15:00

10:00～12:00

■講話

「医療的ケア児支援の卒業後の仕組みづくり（仮）」

●熊本県医療的ケア児支援センター
副センター長 小篠史郎

「障がい者の多様な働き方（仮）」

●在宅就労支援事業団 理事長 田中良明 氏

13:00～14:00

■実践報告

●基幹相談支援センターあーる 芦原澄枝 氏
●合志市社会福祉協議会 障がい者支援センター
れんがの家 川崎 宏祐 氏

14:00～15:00

■グループワーク

【会場】 玉名市民会館会議棟 第一会議室
〒865-0016 熊本県玉名市岩崎152-2

【開催方式】 対面のみ

【定員】 40名

【募集締切】 12月10日（水）

【参加費】 なし

【対象】 ①令和6年度までに医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講された方
②要医療児者支援体制加算を取っている事業所の方

【申込方法】 右下QRコードかURL（当会HP）よりお申し込み下さい
*定員を超えた場合はご希望に添えませんのでご了承ください

【お問い合わせ先】 *できるだけメールにてお願い致します
（熊本県医療的ケア児支援センター）

e-mail: info@kumamoto-children.net

主催：熊本県医療的ケア児支援センター/熊本大学病院小児在宅医療支援センター

小児在宅医療支援センター

検索

<https://forms.gle/4rVW6XWbC7baLg3w9>



医療的ケア児等支援者養成研修



2025年度 熊本県・熊本市 医療的ケア児等 支援者 養成研修

【対象】

熊本県内で医療的ケア児等の支援に関わっている、または今後関わりたい方。行政職員、医療職、保育士、学校関係者など。

【動画講習（オンデマンド動画にて各自受講）】

9月8日（月）～10月10日（金）動画配信（視聴期限）※予定		
1 総論 1	60分	①医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修について ②医療的ケア児等コーディネーターに求められる役割 ③医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律 ④医療的ケアの必要性が高いこどもへの支援 ⑤地域の資源開拓・創出方法（資源把握、市町村・都道府県との連携）
2 総論 2	60分	①地域におけるこどもの発達と支援 ②医療的ケア児等の支援の特徴 ③支援に必要な概念
3 医療 1	60分	①難がいのあるこどもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④救急時の対応 ⑤日常生活における支援（感染対策、摂食嚥下、口腔ケア）
4 医療 2	90分	①訪問看護の仕組みと実際の活動
5 保健、教育、労働	60分	①母子保健 ②保育・教育・放課後児童クラブ ③移行期における支援/労働の連携
6 福祉	120分	①支援の基本的枠組み ②福祉 ③家族支援（きょうだい児支援・就労支援）④虐待防止対策
7 保育	60分	①遊び・保育
8 連携、地域支援体制整備 1	60分	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療・保健・福祉・教育・労働の連携・協働の必要性（小児在宅医療における多職種連携）
9 連携、地域支援体制整備 2	60分	①災害対策支援
10. ライフステージにおける支援	120分	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤移行期における支援 ⑥成人期における支援
11 本人・家族の思いの理解 1	60分	①本人・家族の思いの理解
12 本人・家族の思いの理解 2	60分	①意思決定支援 ②ニーズアセスメント ③ニーズ把握事例

【参加費】
無料

【定員】
100名

【お申込方法】
下記QRコード、下記HPにてお申込みください

【お申込期間】
2025年
8月 1日（月）
10月10日（金）



<https://ku.mamoto-children.net/>

【お問合せ】
info@kumamoto-children.net
メールにてお問い合わせください

主催 熊本県：熊本県医療的ケア児支援センター
熊本市：熊本小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会

2-3 障がい福祉サービス等の報酬改定の変遷（医療・リハビリ・栄養管理等）

各 年	主 な 内 容（障害者総合支援法）
平成30年度 （2018年）	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤看護職員等配置加算の拡充（生活介護） 医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、医療的ケア判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設する
	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション加算の拡充（生活介護、機能訓練） 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職員配置等加算の評価方法の変更（就労移行） 作業療法士を配置している就労移行支援事業所においては、作業療法士を配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する
	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤看護職員等配置加算、医療的ケア対応支援加算の創設（短期入所） 医療的ケア判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設する
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算の拡充（短期入所） 日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設する。更に長時間支援を評価する区分を創設する。※看護職員加配加算を算定している場合は一部制限
	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員配置加算（共同生活援助） 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設する。※医療連携体制加算との併給については、一部制限
	<ul style="list-style-type: none"> ・要医療児者支援体制加算の創設（計画相談支援（障害児相談支援含む）） 医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するため、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に評価する
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保育・教育機関等連携加算の創設（計画相談支援（障害児相談支援含む）） サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合を評価する

令和6年度 医療的ケア児等に関する報酬改定の概要・留意点

改定事項	主 な 内 容（障害者総合支援法）（医療・リハビリ・栄養管理等）
<p>・要医療児者支援体制加算の拡充 （計画相談） （児者）</p>	<p>（主な趣旨） <u>加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。</u></p> <p>（主な要件） <u>新区分は医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</u></p> <p>（留意点） ○本加算は体制の整備を評価する加算であり、医療的ケア児のみでなく、全ての利用者について加算することができる ○医療的ケア児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない</p> <p>（単位数） <u>60単位／月（新区分）</u></p> <p>※旧要医療児者支援体制加算は加算Ⅱ（30単位／月）</p>

② 医療型短期入所事業所等設置支援事業

(1) 目的

在宅で重度障がい児（者）の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を受け入れる事業所に対し、備品の購入費の一部及び事業所において、常時の付き添いなどの特別な支援を行った場合に要した費用の一部に対する助成を行うことにより、事業所の設置運営を支援することを目的とする。

(2) 補助の対象

医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を当該年度中に新たに受け入れる次の事業所。

- ・ 医療型短期入所事業所
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 生活介護事業所
- ・ 日中一時支援事業所

(3) 補助対象経費及び補助率

① 備品購入費助成

- 補助対象：・受け入れのために必要となる送迎用自動車
・医療用機器等の備品の購入費の一部
監視用テレビモニター、電動ベッド、マットレス、吸引器、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度を表示する機器）等の医療的ケアを行うにあたって必要となる機器等
- 補助率：県3/4 事業者1/4
- 補助基準額：送迎用自家用車購入を含む場合は7,000千円以内、含まない場合は2,000千円以内。
(※R7年度現在)

② 運営費助成 ※医療型短期入所事業所のみ

- 補助対象：特別な支援が必要な重度の障がい児・者の受け入れに際し、障がい特性に応じて、ヘルパーの派遣による常時付き添い等の特別な支援を行った場合に要した費用の一部（開設から1年以内に限る）
- 補助率：県10/10
- 補助基準額：1日ヘルパー1人あたり20千円
(※R7年度現在) (補助上限額：960千円)

③熊本県生命(いのち)の応援事業

1 目的

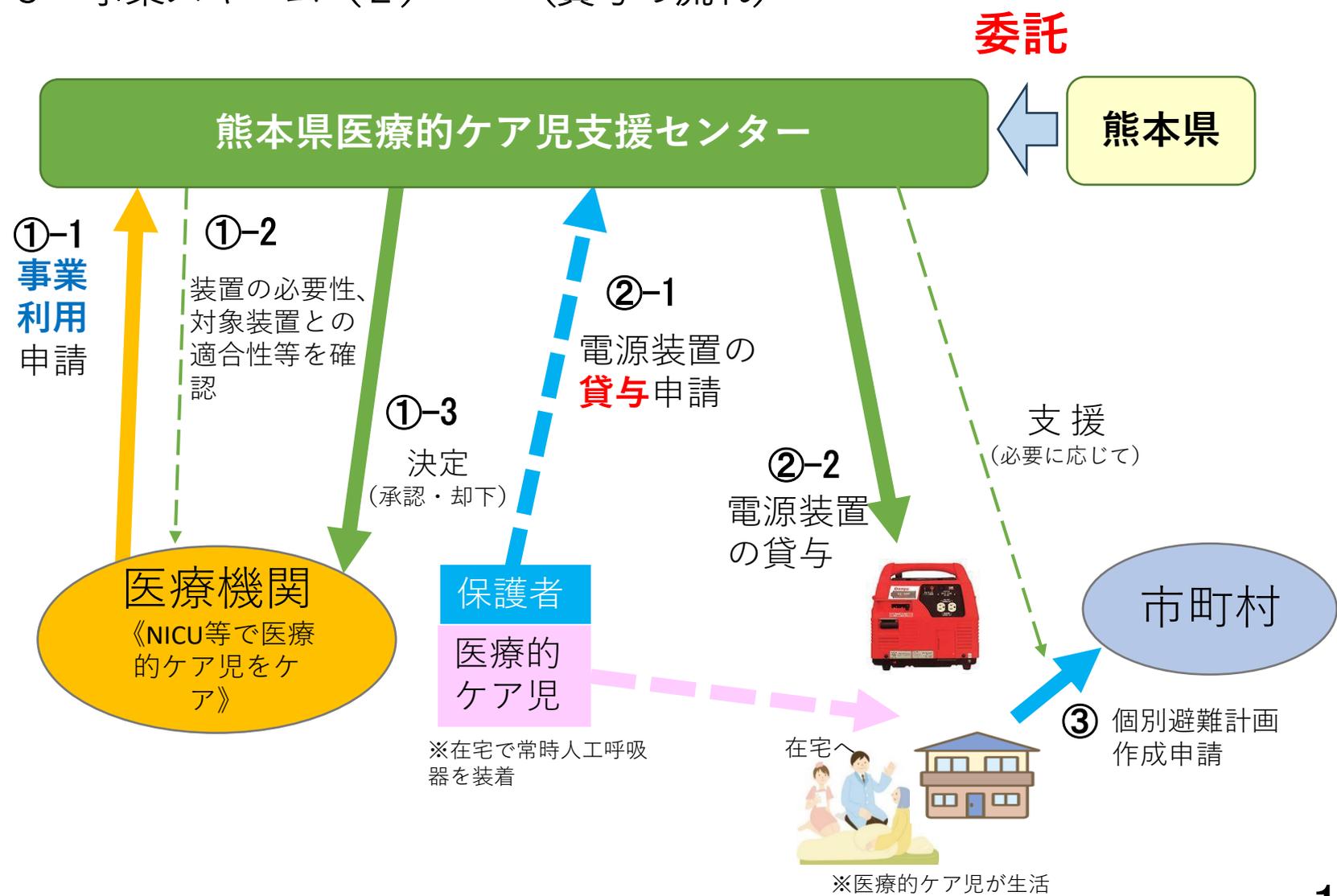
熊本県内の新生児集中治療室を有するNICU医療機関でのケアから移行し、在宅（県内）で常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児(*)に対して、災害時において生命維持に必要不可欠となる非常用電源装置を確保することにより、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう在宅への円滑な移行を支援する。

*医療的ケア児：日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、その他の医療行為）が必要なこどもをいいます。

2 内容（※ご相談や申請の受け付けを令和7年(2025年)10月31日から開始）



3 事業スキーム (2) (貸与の流れ)



いのち 熊本県生命の応援事業

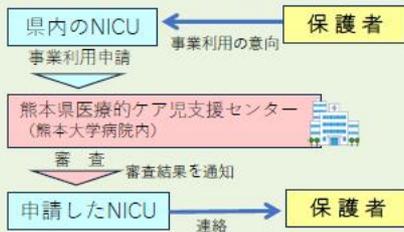
熊本県内の医療機関の新生児集中治療室(NICU)でのケアから在宅(県内)での生活へと移る医療的ケア児のうち、常時人工呼吸器を装着しているこども(以下「対象者」という)にとっては、災害などで電源が長時間使用できなくなると生命維持に直結する重大なリスクとなります。

そこで、県では、対象者とそのご家族が地域で安心して暮らせるよう円滑な在宅移行を応援するため、**非常用電源装置**を**最長で5年間貸与**する事業を新たにスタートしました。

ご相談や申請の受け付けを令和7年(2025年)10月31日から始めます。

※事業利用には条件がありますので裏面をご確認ください

【①事業利用申請の流れ】



【②貸与申請の流れ】 ※上記①で利用申請が認められた場合



「医療的ケア児」とは：日常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、その他の医療行為)が必要なおこどもをいいます



貸与する**非常用電源装置**：正弦波インバーター発電機 ※電力波形が正弦波に近い高品質な電力を供給できる発電機です。

【お問合せ先】

事業利用の相談や貸与に関するお問合せ・申請は

熊本県医療的ケア児支援センター まで
(熊本大学病院内)

電話番号 096-373-5653
メールアドレス info@kumamoto-children.net
ホームページ https://kumamoto-children.net/



◎事業利用にあたっての主な条件

- ・装置の稼働に必要な保守管理費用(電気料金等)は利用者に負担していただきます。また、装置を亡くしたり壊したりなど利用者にその責任が認められる場合には、修理費用等を負担していただくことがあります。
- ・お住いの市町村において装置購入への助成制度(給付や補助等)がある場合にはそちらの活用を優先していただきます。
- ・貸与開始から**6か月以内**にお住いの市町村へ**個別避難計画**(*)の作成を申請していただく必要があります。
- ・装置の使用状況及び状態並びに貸与の条件に合致しているかどうかを定期的(年に1回程度)に確認します。

(*)個別避難計画：高齢者や障がい者などのうちで自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者について、市町村において作成される避難支援等を実施するための計画をいいます。
なお、平時においては、お住いの市町村で条例などにより特別の定めがあれば、避難行動要支援者本人が同意を行う必要があります。



熊本県生命の応援事業についてのご質問にお答えします



Q:「常時」とは常に24時間装着しているということですか?

A:「常に24時間」とまではいきませんが、呼吸器を外すことができるのが概ね30分以内の「ほぼ24時間」装着している対象者を想定しています。

Q:すでにNICUから退院したのですが、この事業の利用を申請できますか?

A:令和7年(2025年)4月1日以降の退院であれば、事業利用の申請は可能です。

Q:熊本県外へ引越すのですが、そのまま貸与を受けることはできますか?

A:貸与は終了となりますので、装置は返還していただくことになります。
また、利用対象に該当しなくなった場合(人工呼吸器からの離脱等)も装置を返還していただくことになります。

Q:現在住んでいる市町村には非常用電源装置購入への助成制度(*)があります。この場合、熊本県生命の応援事業とどちらを利用するか選ぶことはできますか?

A:お住いの市町村における装置購入への助成制度(給付や補助等)の活用が優先されます。
なお、市町村に制度はあるけれど活用できない(例えば、障害者手帳を持っていることが条件となっているが、手帳申請の対象となっていない等)の場合には熊本県生命の応援事業の利用申請は可能です。

(*)令和7年10月現在、熊本市、八代市、水俣市、上天草市、天草市、宇土市、玉東町、南関町。

Q:事業の利用や貸与についてどちらに相談したらよいですか?

A:熊本県医療的ケア児支援センター(連絡先は表面を参照)へお尋ねください。このセンターでは、県からの委託により事業利用のご相談から貸与・管理にいたる一連の運用を行っています。

Q:個別避難計画はどのように作成すればよいですか?

A:お住いの市町村へお尋ねください。
なお、熊本県医療的ケア児支援センターでは、貸与を受けられた方(申請中の方も含まれます)を対象に個別避難計画作成支援のための研修会(令和8年(2026年)1月29日(木)予定)を開催します。

【熊本県ホームページの掲載先】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/250072.html>

3. 地域における取組みについて

① 協議の場の設置

(1) 設置目的

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、障がい福祉、母子保健、保育、教育、防災等の医療的ケア児等支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図るために設置する。

(2) 協議内容

医療的ケア児とその家族（以下「医療的ケア児等」という。）への支援体制に関する以下の協議を行い、市町村等の施策・取組みに反映する。

- 1) 関係機関相互の課題や情報の共有及び連携強化に関すること
- 2) 地域の実情に応じた支援体制の整備に関すること
- 3) その他

(3) 構成

- 1) 設置者：市町村（**圏域単位で開催も可**）

- 2) 開催方法

新規設置のほか、既存の協議体（療育ネットワーク会議等）を活用し、開催する。

- 3) 委員

以下のような関係者で委員を構成。

- ・ 医療的ケア児等の団体
- ・ 医療機関
- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関

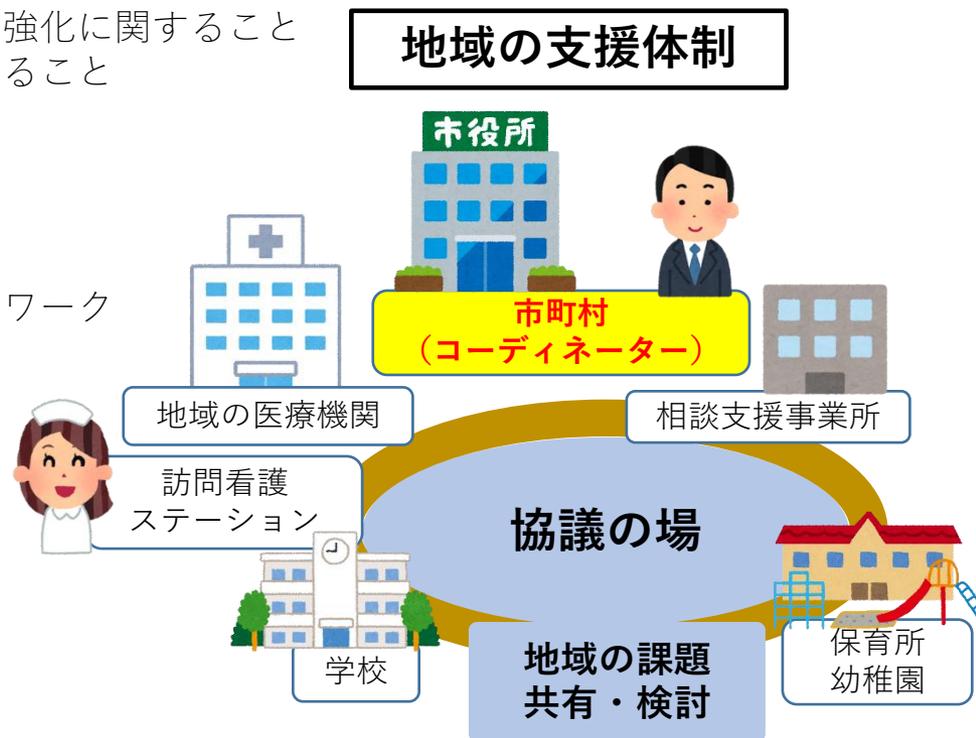
(4) 議題

- 1) 地域の状況について

- ① 各機関の状況・課題・取組みに係る概要説明

- ② 意見交換

- 2) その他



② 医療的ケア児等コーディネーターの配置

(1) 医療的ケア児等コーディネーターの役割

- ・ 医療的ケア児等の相談支援業務
(基本相談、計画相談、地域の課題解決)
- ・ 支援者へのスーパーバイズとリスクマネジメント
- ・ 地域に必要な資源等の改善、開発
- ・ 多職種連携による支援体制構築

(2) 求められる資質

- ・ 専門的知識と経験の蓄積
- ・ 支援機関の協力体制の構築力

(3) 想定される職種

- ・ 相談支援専門員、訪問看護師、保健師等

厚生労働省「医療的ケア児等コーディネーター養成研修 実施の手引き」参照

⇒ 様々な職種の医療的ケア児等コーディネーターの役割をまとめて記載

③ 支援体制の構築

○医療的ケア児支援にかかる市町村の主な役割

- ・ 主な関係部署
障がい福祉、母子保健、保育、教育、防災
- ・ 医療的ケア児支援の主な業務
 - ① NICUからの在宅移行支援
 - ② 障害福祉サービスの導入支援
 - ③ 保育所等への入所支援
 - ④ 小中学校等への就学支援
 - ⑤ 就労・生活支援
 - ⑥ 災害時の避難に関する相談支援

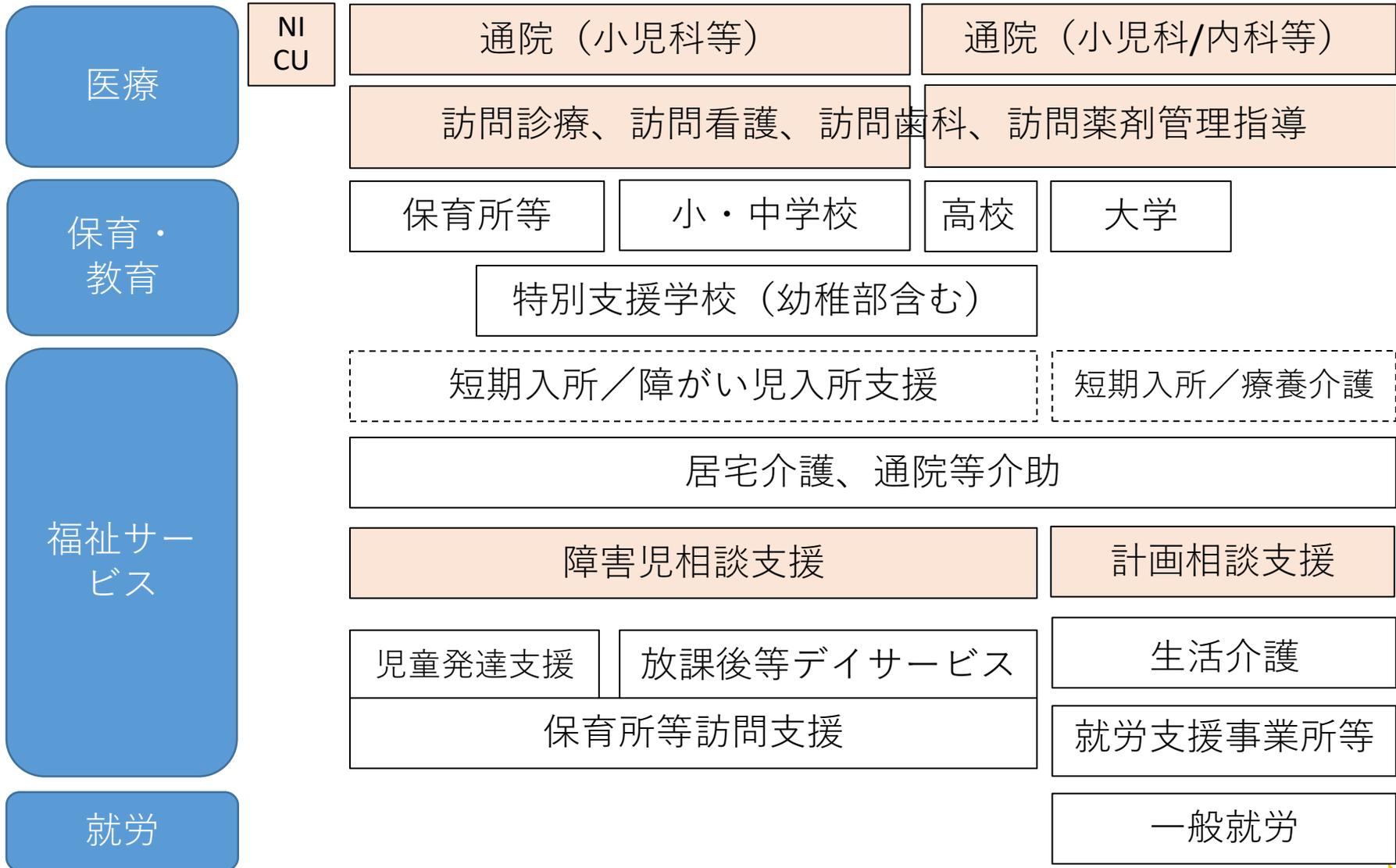
(※個別避難計画の作成や避難訓練の実施等)

※協議の場等を活用し、地域の課題を共有する。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

【令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号改正】第一 四 参照

【ライフステージと関係支援機関】



出生 乳幼児期

学童期

成人

4. 参考

※資料作成日時点（2026.01.19）での最新資料

○社会保障審議会障害者部会（第154回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）合同会議の資料より抜粋

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/8e3f2092



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会（第154回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）

R8.1.19

資料1-1

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

○社会保険審議会障害者部会(第154回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第18回)合同会議の資料より抜粋

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上での再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県(必要に応じて政令市)
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域(都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画)
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への体系的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率(毎年度1回)を100%とする【新規】

○社会保障審議会障害者部会(第154回)・こども家庭審議会障害

旧土埴地区(第10回)合同会議の資料トピックス

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所(福祉型・医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練) ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数